議案第３０号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年５月２０日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第５条第２項及び第３項並びに第６条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、１６７．５分の１０を乗じて得た額を減じた額とする。

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。